

別表十（三）の記載の仕方

1 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、青色申告法人で鉱業を営むものが措置法第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で鉱業を営むものが令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

(2) 「当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額3」の記載に当たっては、次によります。

イ この欄に記載する金額について、措置法令第34条第2項第3号若しくは第11項第3号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）の規定の適用があるとき又は令和2年6月改正前の措置法令第39条の88第1項第3号若しくは第10項第3号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）の規定の適用があるときは、これらの号の規定による収入金額に関する計算の明細を別紙に記載して添付します。

ロ 措置法第58条第8項の規定の適用を受けた法人が、その適用を受けた事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合又は令和2年旧措置法第68条の61第8項の規定の適用を受けた連結法人がその適用を受けた連結事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合には、措置法第58条第8項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額又は令和2年旧措置法第68条の61第8項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額を含めずに記載し

ます。

(3) 「所得基準額9」は、措置法第58条第1項又は令和2年旧措置法第68条の61第1項の規定の適用を受ける場合には「40又は」を消し、措置法第58条第2項又は令和2年旧措置法第68条の61第2項の規定の適用を受ける場合には「又は50」を消します。

2 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

(1) この明細書は、青色申告法人で鉱業を営むものが措置法第59条（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で鉱業を営むものが令和2年旧措置法第68条の62（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「探鉱費基準額33」は、措置法第59条第1項又は令和2年旧措置法第68条の62第1項の規定の適用を受ける場合には「又は(31)－(32)」を消し、措置法第59条第2項又は令和2年旧措置法第68条の62第2項の規定の適用を受ける場合には「(29)又は」を消します。

(3) 「所得基準額42」の記載に当たっては、次によります。

イ その法人が通算法人である場合（その事業年度がその法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了する事業年度である場合に限り、）には「(37)－(40)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表十(三)付表「9」若しくは「16」)」を消します。

ロ 措置法第59条第1項又は令和2年旧措置法第68条の62第1項の規定の適用を受ける場合には、「－(41)」を消します。